

台湾向けに輸出される食品に関する証明書発行に係る事務処理要領

(趣旨)

第1 台湾政府が公告した平成27年4月15日付けFDA食字第1041300855号に基づき、台湾へ輸出される食品の証明書の発行要件及び手続きを定めるものとする。

(対象となる食品)

第2 証明書発行の対象となる食品は、直接又は加工後に食されることを意図した産品であるものとする。

(申請者)

第3 証明書の発行を申請することができる者は、山形県内において生産、加工する食品等を輸出しようとする者、本社が県内に所在し、食品等を輸出しようとする者又はそれらの代理人で、日本国内に事務所を有する者とする。

なお、代理人が証明書の発行を申請する場合は、輸出しようとする者が作成した別記様式1の委任状を提出するものとする。

(申請先)

第4 申請先は以下のとおりとする。

山形県農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課（以下「山形県」という。）

(提出書類)

第5 証明書の発行を申請する者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 別記様式2の輸出食品等に関する証明申請書
- (2) 別記様式3の証明書に英語表記により必要事項を記入したもの
- (3) その他台湾への輸出申請書記載事項を確認することができる別表1に掲げる確認書類等

(証明書の交付)

第6 山形県は、申請書類を審査した結果、発行要件を満たし、証明することが適当と認められる場合、別記様式3により提出された証明書に必要事項を記入し、山形県農林水産部農産物・販路開拓輸出推進課長による署名及び山形県農林水産部長印の押印したものを交付するものとする。

附則 この要領は、平成27年5月22日から施行する。

附則 この要領は、令和3年10月20日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年4月10日から施行する。

附則 この要領は、令和6年4月3日から施行する。

(別表1)

	確認項目	確認書類 (いずれかで左の項目が確認できればよい)
輸出 貨物 等	インボイスの番号 商品名、数量、重量及び包装形態 出発地名、到着地名、出港日及び 船便名・航空便名 輸出業者の名称及び所在地 輸入業者の名称及び所在地 具体的な商品	<ul style="list-style-type: none">・インボイス (送り状)・B/L(船荷証券)若しくはAWB (航空運送状)・パッキングリスト・積戻し許可通知書・輸入許可通知書・商品ラベルのコピーや商品の写真
産地	生産・加工施設の名称・所在地	<ul style="list-style-type: none">・商品ラベルのコピーや写真・販売者名及び製造所固有の記号の記載がある商品表示、製造所固有の記号に係る食品衛生法の規定に基づく届出書、納品書等^(注1)及び営業許可証等^(注2)・取引先又は申請者本人による別記様式4の輸出される食品等に関する確認書^(注3)

注1：取引先との納品書、出荷伝票及び入庫伝票の他、取引の過程で用いられる確認書類（インボイス、B/L、AWB、積戻し許可通知書及び輸入許可通知書）を含む。

注2：製造所固有の記号に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく届出に係る書類等が入手できない場合、販売者等のウェブサイトを印刷した書面又は販売者等に電話等で確認し、日付、担当者、連絡先及び確認内容を記した確認書類を含む。

注3：申請者が生産者・製造者の場合には確認書は不要とする。